

向日市教育委員会会議傍聴人規則 <抄>

第2条 次の各号の一にいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか、委員長教育長において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること
- (4) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと